

知床国立公園の公園区域及び公園計画の変更 並びに生態系維持回復事業計画の策定の概要

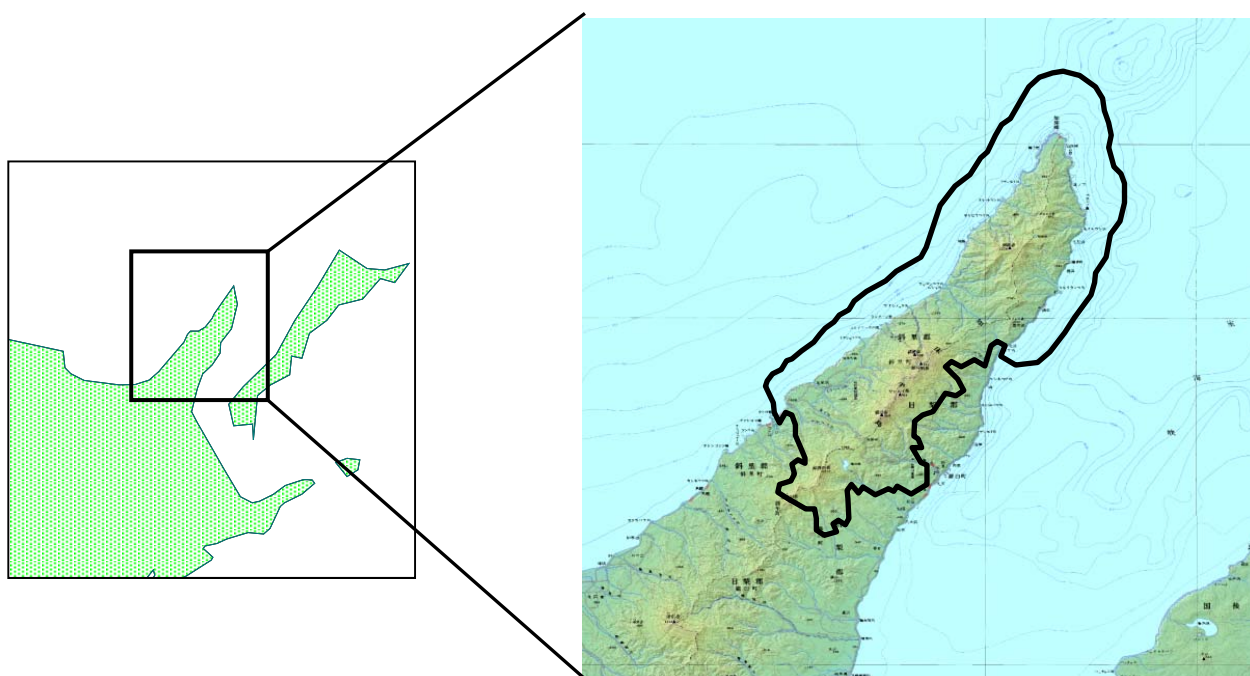
1 経緯

知床国立公園は、北海道の東北端の知床半島北半分が公園区域になっており、昭和39年6月1日に指定された。本公園は原始性の高い優れた自然景観を有し、海陸の希少生物が多数生育している。

公園区域及び公園計画については、昭和59年に全般的な見直し（再検討）、平成5年に第1次点検が行われている。また、平成17年には、海洋の生物多様性の観点から、水深200m以浅の海域を公園区域に編入している。

今回は、近年課題になっている利用者とヒグマの軋轢やエゾシカが高密度に生息していることによる生態系への影響等に対応し、本公園の適正な保護及び利用を図るため、公園区域及び公園計画の変更（一部変更）を行うものである。

あわせて、公園計画に基づき生態系維持回復事業計画を策定する。



2 公園区域及び公園計画の変更

(1) 公園区域の変更

○公園区域の拡張

- ・現在の公園区域と一体的に風致景観を維持し、エゾシカ対策を重点的に高じていくために公園区域に編入する。

北海道目梨郡羅臼町北浜の一部 3 ha

(2) 保護規制計画の変更

○第3種特別地域の拡張

- ・公園区域に拡張した区域を第3種特別地域とする。

北海道目梨郡羅臼町北浜の一部 3 ha

(3) 利用調整地区の追加

- ・本公園を代表する利用拠点である知床五湖において、一定の利用ルールの下で適正な公園利用を行い、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに持続的な利用を図るために、利用調整地区を追加する。

北海道斜里郡斜里町遠音別村の一部 56.4ha

(4) 利用施設計画の変更

○単独施設の追加

園地 北海道目梨郡羅臼町（ルサ）

(5) 生態系維持回復事業の追加

- ・エゾシカの高密度状態による生態系への過度の影響を軽減するため、モニタリング調査を実施するとともに、防御的手法（シカ侵入防止柵の設置等）、個体数調整（銃猟や囲い罠等）等の対策を講じる。また、これらの対策の効果を検証するため、事後のモニタリングを実施し、順応的管理を実施する。

3 生態系維持回復事業計画の策定

①生態系維持回復事業計画の名称

知床国立公園 知床生態系維持回復事業計画

②生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

③生態系維持回復事業計画の計画期間

平成22年から平成27年までの約5年間

④生態系維持回復事業の目標

省略

⑤生態系維持回復事業を行う区域

知床国立公園全域

⑥生態系維持回復事業の内容

省略

⑦生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

省略

※詳細は、生態系維持回復事業計画（環境省原案）を参照

図1 公園区域及び保護規制計画変更図

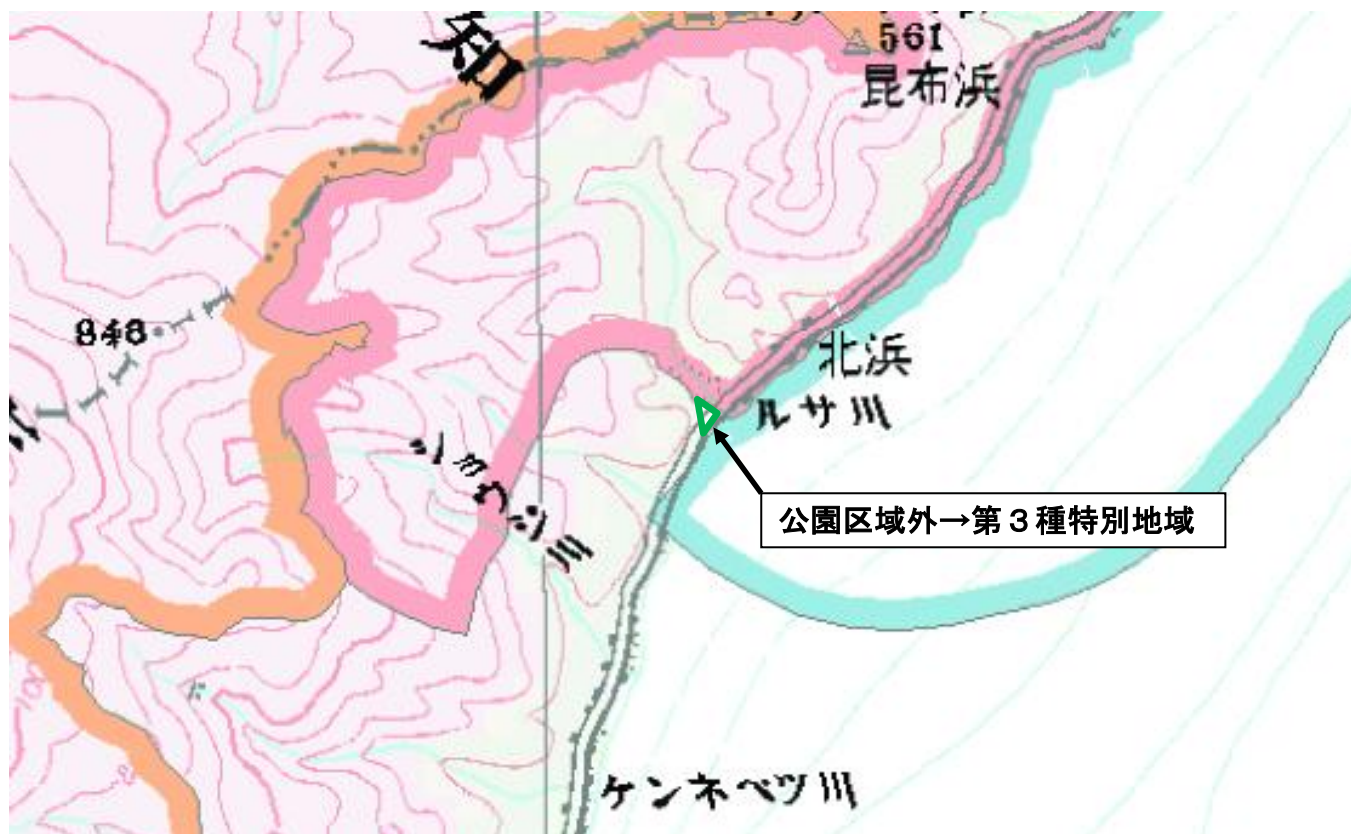


図2 利用調整地区区域図

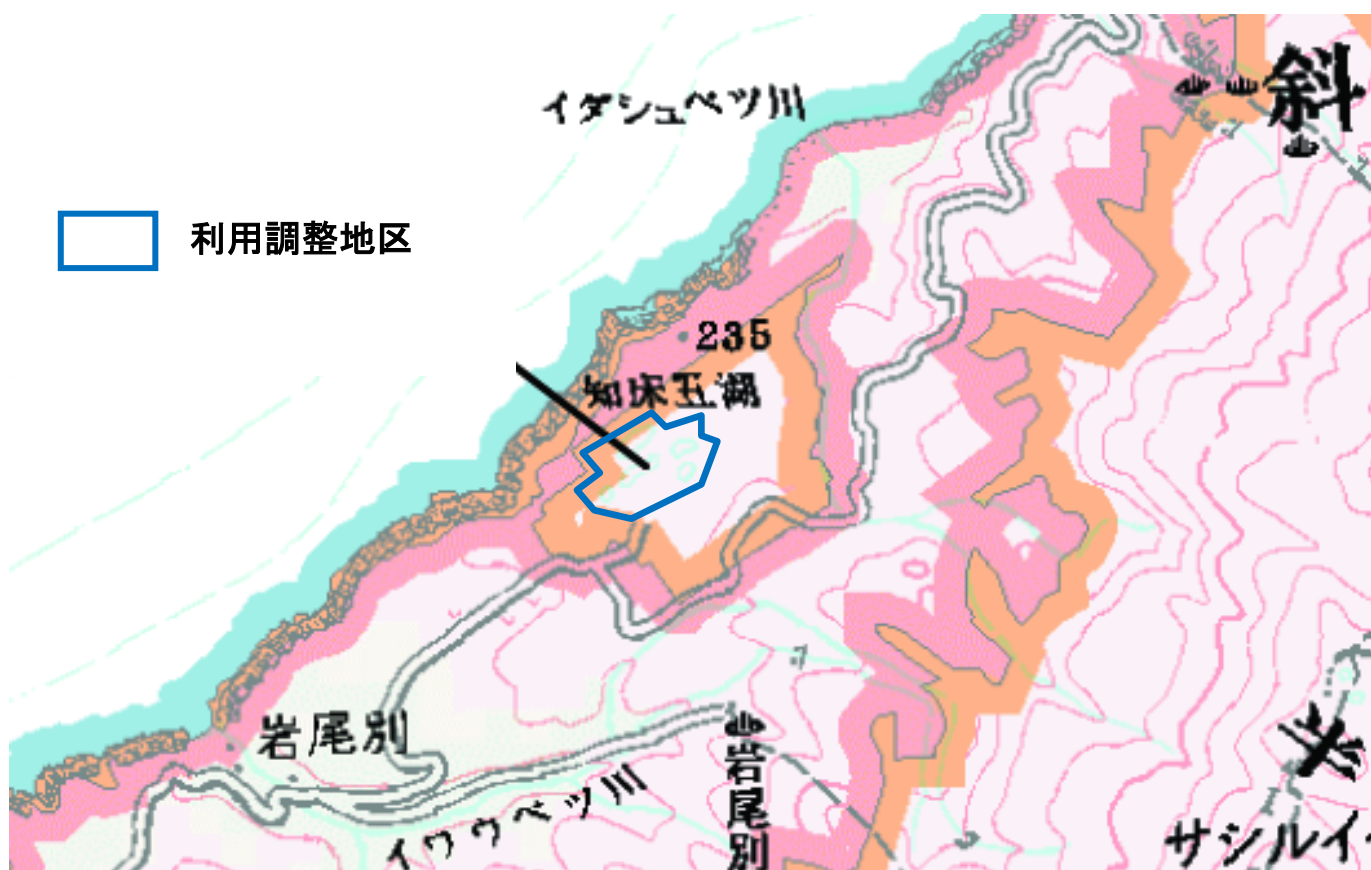
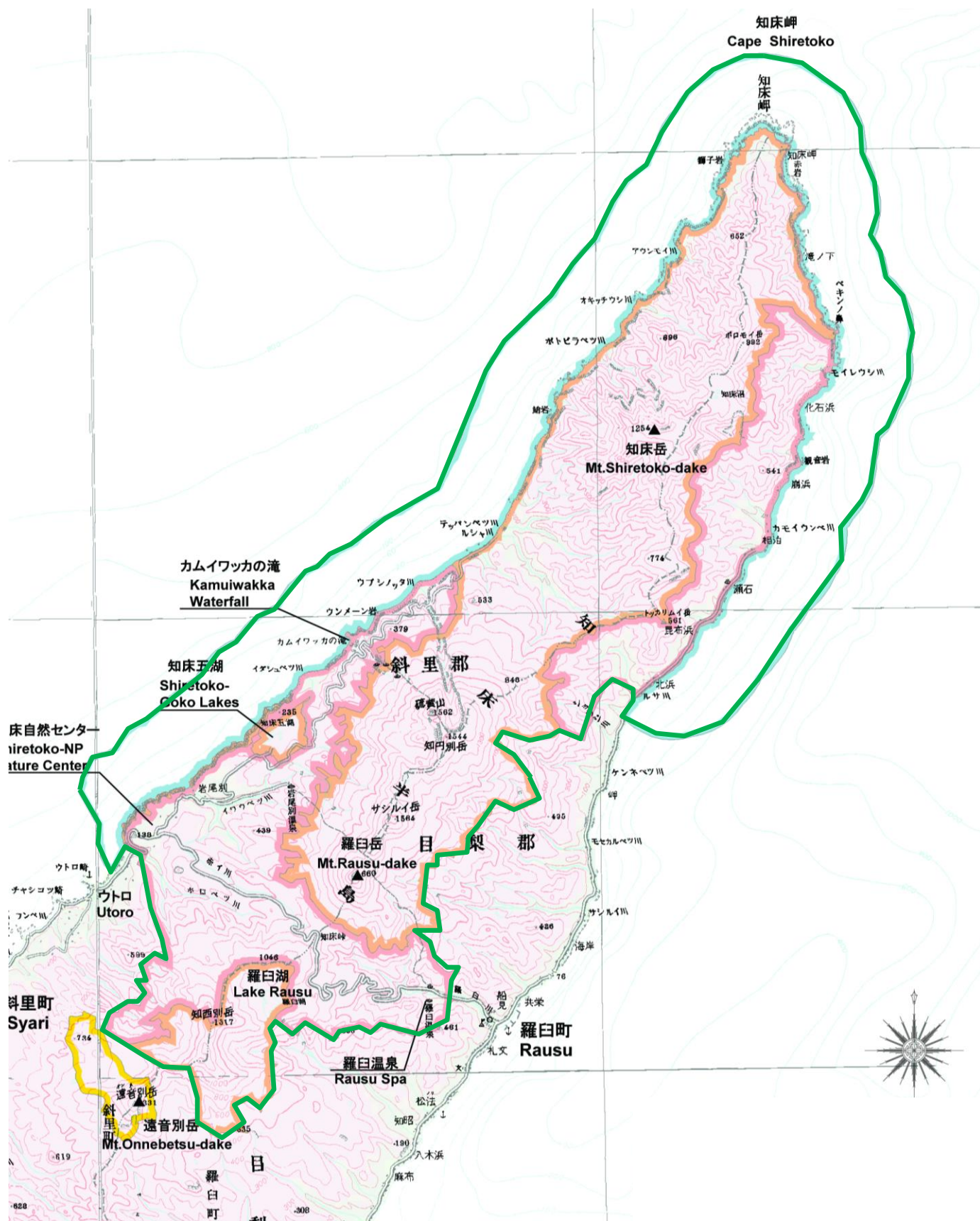


図3 利用施設計画変更図



図4 生態系維持回復事業の区域図



生態系維持回復事業を行う区域